

平成 21 年 12 月 2 日

# 資 料

(いわゆる「租特透明化法案」)

# 目 次

・租特透明化法案(仮称)の概要(案)	1
・国会報告のあり方について(案)	3
○ 参考資料	
・諸外国における「租税歳出(Tax Expenditures)」の取扱い	4
・適用実態調査の実施のイメージ	5

# 租特透明化法案(仮称)の概要(案)

## 1. 目的

租税特別措置に関し、適用の実態を明らかにするための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。

## 2. 対象とする租税特別措置

対象とする「租税特別措置」は、租税特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたものとする。

(注) 具体的には、租税特別措置法の条番号により特定する。

## 3. 適用額明細書の提出義務

法人税申告書を提出する法人であって法人税関係特別措置(増収効果のあるもの等を除く。)の適用を受けようとするものは、適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならないこととする。(平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用する。)

なお、適用額明細書の提出及び適正な記載を担保するため、その不提出や虚偽記載については、やむを得ない事情がある場合を除き、法人税関係特別措置を適用しないこととする。

(注)「適用額明細書」とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額(税額控除額、特別償却限度額、準備金や積立金の額等)等必要な事項を記載した一覧表をいう。

#### 4. 適用実態調査の実施

- (1) 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用の実態を調査する。
- (2) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

#### 5. 報告書の作成と国会への提出

財務大臣は、毎会計年度、上記4.の調査により把握した租税特別措置ごとの適用数や適用額の総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額その他の事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととする。

なお、この報告書は、翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

#### 6. 適用実態調査情報の提供

行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により収集した情報の提供を求めることができることとする。

#### 7. 適用実態調査情報の管理・利用制限

財務大臣及び行政機関の長等は、適用実態調査により収集した情報を適正に管理することとし、当該情報の目的外の利用や提供をしてはならないこととする。

また、適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者に対して、守秘義務を課する。

以上

## 国会報告のあり方について(案)

(例)〇〇の特別控除

	農林水産業	鉱業	建設業	小売業
(資本金階級)				
100万円未満	0社、0円	3社、2億円	5社、10億円	0社、0円
100万円以上	5社、1億円	7社、10億円	10社、30億円	0社、0円
500万円以上	・	・	・	・
1,000万円以上	・	・	・	・
1億円以上	・	・	・	・
10億円以上	・	・	・	・
100億円以上	0社、0円	7社、15億円	25社、500億円	0社、0円

上位〇位までの適用額		
(順位)		
1	A社	150億円
2	B社	100億円
3	C社	90億円
・		・
・		・
・		・
・		・

# 參考資料

## 諸外国における「租税歳出(Tax Expenditures)」の取扱い

(2009年9月現在)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
公表主体機関		財務省(見積額) 国税庁(税務統計)	財務省(見積額)(注1) 内国歳入庁(税務統計)	英国財務省(見積額) 歳入関税庁(税務統計)	連邦財務省(見積額) 連邦統計庁(税務統計)	予算・公共会計・ 公共部門省
(注2) 予算における租税歳出の見積額	○公表基準 及び 公表単位	増減収見積額 10億円単位	増減収見積額 1,000万ドル単位 (約10億円)	減収見積額 500万ポンド単位 (約7億円)	減収見積額 100万ユーロ単位 (約1.3億円)	減収見積額 100万ユーロ単位 (約1.3億円)
	○対象税目	全税目	個人・法人所得税	全税目	全税目	全税目
	○公表方法	措置毎に毎年公表	措置毎に毎年公表	措置毎に毎年公表	減収見積額が大きい20 項目を毎年公表(注3)	措置毎に毎年公表
適用実績の 公表		・租税歳出の適用実績全体については、公表されていない。 ・ただし、申告書のサンプル調査により毎年作成される「会社標本調査」等において、上記の租税歳出の一部についてその実績推計値(件数、控除額、損金算入額等)が記載されている。	・租税歳出の適用実績全体については、公表されていない。 ・ただし、申告書のサンプル調査により毎年作成される税務統計において、上記の租税歳出の一部についてその実績推計値(件数、控除額、損金算入額等)が記載されている。	・原則、租税歳出の適用実績全体については、公表されていない。(注4)	・租税歳出の適用実績全体については、公表されていない。 ・ただし、法人が提出する全ての申告書等に基づき三年毎に作成される「法人税務統計」等において、上記の租税歳出の一部についてその実績値(件数、控除額、損金算入額等)が記載されている。	・税務データ等をもとに、租税歳出の前々年度分に係る実績推計値(件数、減収額。一部については実数)が計算され、上記資料において記載されている。(注5)
適用対象者名の 公表		なし	なし	なし	なし	なし

(注1)アメリカでは、合同租税委員会(JCT)においても、「租税歳出(Tax Expenditures)」の推計を行っており、年1億ドル(約100億円)以上の増減収額が見込まれるものについて、増減収見積額を公表している。

(注2)増減収の見積額については、各国ともに「歳入損失手法」により推計。同手法は、基準となる税制にしたがい課税された場合と比較して、どれだけ税収が減るのかを計測するものであり、当該租税歳出措置を廃止することによる税収の増加を計測しているわけではない。

(注3)ドイツにおいては、その他の措置については、その減収見積額を隔年で公表している。

(注4)イギリスにおいては、法人税についての租税歳出の見積額の公表対象となっている項目は「研究開発費に対する優遇税制」のみであり、これに関しては申告書のサンプル調査により毎年作成される「歳入関税庁 統計集」において、全適用件数が示されている。ただし、適用実績額については示されていない。

(注5)フランスにおいては、雇用のための手当(給付付き税額控除)については、「年次税務統計」においても適用実績が示されている。

## 適用実態調査の実施のイメージ

